

事務連絡
令和 6 年 7 月 3 日

公益社団法人日本臓器移植ネットワーク 御中

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課
移植医療対策推進室

臓器のあっせんに係る業務の改善について

今般、令和 6 年 5 月 27 日付け厚生労働省発健生 0527 第 1 号指示書に基づき、貴法人より報告を受けたところですが、貴法人からの報告及び「日本臓器移植ネットワークの組織体制とガバナンスに関する第三者委員会調査報告書」を踏まえ、以下の措置を講じるようお願いいたします。

記

1. 貴法人に第三者の立場から助言を行う「アドバイザリーボード」については、外部の弁護士、経営者等で構成し、早急に設置すること。
2. 貴法人において作成される「内部統制の基本方針」については、「アドバイザリーボード」の助言のもとに策定し、貴法人の理事会に諮った上で、厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室に提出すること。また、「内部統制の基本方針」に従い業務が行われているかについては、「アドバイザリーボード」に監督を求めること。
3. 貴法人において理事会、社員総会、コーディネーター向けの説明会、「アドバイザリーボード」等を開催する場合には、事前に厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室に資料を提供すること。
4. 臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号。以下「臓器移植法」という。）の解釈及び運用は、臓器移植法に基づき厚生労働省が所管する事項であり、貴法人において臓器移植法及びその運用に関する文書（内部のコーディネーター又は都道府県臓器移植コーディネーターに向けた資料、外部団体に向けた資料等）を作成する場合には、事前に厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室と相談すること。
5. 貴法人においては、毎月、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）（平成 9 年 10 月 8 日付け健医発第 1329 号厚生省保健医療局長通知別紙）第 6 に定める主治医等から受けた連絡の内容やその対応状況、あっせん実施件数や移植実施施設における移植実施の辞退数等について厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室に報告すること。